

# 子ども・子育て会議（第45回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第45回）

## 議 事 次 第

日 時 令和元年9月27日（金）10:00～12:05

場 所 中央合同庁舎4号館12階1208特別会議室

### 1．開 会

### 2．議 事

（1）新制度施行後5年の見直しに係る検討について

（2）その他

### 3．閉 会

秋田会長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第45回「子ども・子育て会議」を開催いたします。  
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、本日の委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

加藤委員、湊元委員、中川委員、東出委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

それから、奥山委員は御出席の予定でございます。おくれておりますけれども、すぐお見えになるとのことでございます。

新山委員におかれましては箕輪代理、徳倉委員におかれましては高祖代理、村岡委員におかれましては野原代理に御出席いただいております。

本日は、全委員25名のうち、代理の方も含め21名の御出席をいただいております。また、本日は、専門委員の皆様にも御出席いただいております。

子ども・子育て会議令第5条第1項におきましては、会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされておりますが、本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料4までをお配りしております。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが「新制度施行後5年の見直しに係る検討について」「その他」について、一括して事務局からの説明を受けた後、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

嶋田統括官 それでは、順番が前後いたしますけれども、まず、資料3に関しまして、おわびを申し上げたいと思っております。

このたび、幼児教育の保育の無償化に伴いまして、公定価格における副食費の取り扱いを直前に変更することになりまして、現場を含めまして混乱を生じさせましたことにつきましては、この場をおかりしまして、深くおわび申し上げたいと思います。

10月1日の施行に向けて、自治体の皆様にも早期に周知を行うため、本日の告示に先立ちまして、全委員の皆様には御連絡をさせていただきましたけれども、10月以降の副食費の取り扱いについて、改めて参事官より説明をさせます。

池上参事官 それでは、順番を前後いたしますが、資料3をごらんいただきたいと思っております。

「令和元年10月以降の公定価格の副食費の取扱いについて」でございます。

本年10月以降の公定価格につきましては、当初、保育料の無償化に伴い、副食費が施設

による徴収となるため、2号認定子どもの基本分単価から、副食費相当額として約5,180円を減額するとともに、4,500円との差額約680円を活用し、加算の充実を行うとしておりました。公定価格の単価案等を8月22日に、自治体の皆様宛てに提示したところでございます。

2号認定子どもの基本分単価から、副食費相当額として約5,180円を減額するとともに、4,500円との差額約680円を活用し、加算の充実を行うとしておりました。公定価格の単価案等を8月22日に、自治体の皆様宛てに提示したところでございます。

しかしながら、この提示が、当初の予定より大分おくれておりました。また、その内容につきまして、市町村及び事業者に対する十分な説明・周知が行き届かない状況となってしまうておりましたので、関係各所との調整も踏まえ、本年10月以降の公定価格につきまして、施設において減収とならないよう、2号認定子どもの公定価格における副食費につきまして、4,500円の減額にとどめるとともに、栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実については実施を見送ることといたしました。

令和2年度の取り扱いにつきましては、今後の公定価格全体の議論の中で改めて検討を行わせていただきたいと考えてございます。

次のページにつけておりますのは、本日、官報で掲載されております、告示の内容でございます。

2番目のところに改正の内容が書いてございますけれども、まず、1つ目の矢印のところですけども、副食費の徴収が免除される年収360万円未満相当世帯の子どもさん方について、副食費の徴収を免除するための加算を創設することとしております。

2番目ですが、3歳から5歳児の基本分単価から副食費相当額4,500円を減じることとしております。

3番目ですけども、消費税率の引き上げに伴い、公定価格中の消費税課税対象経費につきまして、消費税引き上げの影響を反映させることとしております。

その次の3枚目についておりますのは、内閣府と厚生労働省連名での公定価格の単価案について、9月18日時点でお知らせさせていただいたものでございます。委員の皆様宛てにも、こちらのほうで情報をお送りさせていただいておりました。

資料3についての御説明は、以上となります。

八田参事官 それでは、続きまして、5年後見直しに係る検討につきまして、御説明させていただきます。

まず、参考資料1をごらんいただきたいと思います。

これは、前回の子ども・子育て会議に出させていただいた資料でございます。5年後見直しの議論の進め方に関しましては、資料の真ん中にあるとおり、まずは、公定価格以外の事項を中心に議論を行い、その後、秋ごろから経営実態調査の結果を踏まえつつ、公定価格関係の事項を中心に議論をしていくこととしたところでございます。

また、資料の2ページ以降でございます。

前回御議論をいただいたところでございますけれども、検討事項を2つに分けまして、本年の会議におきましては、検討を行う事項として整理した項目について議論をしていくことといたしております。

次に、資料1をごらんいただきたいと存じます。

本資料は、公定価格以外の事項について、検討事項の現時点での方向性（案）をまとめたものでございます。

本日は、この方向性（案）につきましても、御意見をいただきたいと存じます。

時間の関係もございまして、個々の項目について、詳細に御説明するお時間はありませんけれども、資料に沿いまして、簡単に方向性（案）について御説明させていただきたいと存じます。

1枚、おめくりいただきまして、1の（1）でございます。

支給認定のあり方についてでございます。

これにつきましては、3つの論点に分けて整理しております。

まず、論点 は、支給認定区分の変更の時期についてでございます。

これにつきましては、職権による支給認定変更時の通知につきまして、これまでは3号から2号に切りかわるごとの通知が必要だったものを、年度の末日までに通知すればよいとする見直しを行っているところでございます。

このため、さらなる見直しによる事務負担軽減が大きくは見込めない一方で、制度改正によって生じる影響などへの懸念が大きいことから、現行制度を維持することとしてはどうかとしているところでございます。

次のページをごらんください。

論点 は、保育標準時間、保育短時間の区分の見直しについてです。

これにつきましては、仮にこれらの区分を統合した場合、市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育所等における保育の長時間化につながるおそれや、公費負担の増加など、懸念される点もあります。

このため、無償化の施行の状況等も注視しながら、区分のあり方や、事務負担の軽減方策について、引き続き検討をすることとしてはどうかとしているところでございます。

次のページをごらんください。

論点 は、求職活動の要件の取り扱いの明確化についてでございます。

これにつきましては、自治体からの要望を踏まえ、求職事由の取り扱いにつきましても、通知等により明確化することを検討してはどうかとしております。

その内容といたしましては、求職事由により、保育の必要性が認められるための一定の基準を示すことや、求職活動の内容及び確認方法について、例示を行うことなどが考えられるのではないかとしております。

次のページをごらんください。

1の(2)幼稚園等で受け入れている2歳児を支給認定の対象とすることについてです。

これにつきましては、資料の真ん中のグラフにあるとおり、幼稚園における2歳児の受け入れについては、実施状況や、その目的、内容が多様であり、支給認定の対象として一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えず、引き続き多様な活動を、地域子ども・子育て支援事業等により支援していくこととしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

1の(3)大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取り扱いについてです。

これについては、マンション等の入居者に対しまして、保育所の利用調整上、優先的な取り扱いを行うことも可能であることを、通知等の手段を通じて周知することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

1の(4)認可外保育施設の認可施設への移行促進のための方策についてです。

これにつきましては、本年度予算におきましても、移行支援策を行っているところであり、これらを引き続き実施し、移行の支援に取り組んでまいりたいとしております。

次のページをごらんください。

3の(1)保育士等の勤務環境の向上のための方策についてです。

これにつきましては、2つに分けて整理しております。

まず、土曜日における共同保育の実施につきましては、現在、特段の規制はないところですが、取り組みのあり方等につきまして、FAQの発出等により明確化を行ってはどうかとしております。

次のページをごらんください。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革についてです。

これにつきましては、保育体制の確保に関する基準への影響にも留意しつつ、どのような負担軽減策が考えられるか検討してはどうかとしているところでございます。

次をごらんください。

3の(2)保育所における職員の短時間勤務についてです。

これについて、新たに調理員等について、短時間勤務職員の導入を可能とすることについては、保育の質を確保しつつ、具体的に何ができるか検討することとしてはどうかとしております。

次をごらんください。

3の(3)保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくりについてです。

保育士等に対する研修については、基本分単価に研修代替保育士の費用を措置するなどの取り組みを行っているところですが、効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取り

組みを検討してまいりたいとしております。

次のページをごらんください。

3の(4)人口減少地域における保育事業継続のための支援策についてです。

これにつきましては、人口減少の対応は、地域ごとにさまざまであることから、その状況に応じた保育のあり方につきまして、検討の論点として、どのようなものがあるかも含め、広く長期的な議論を行ってはどうかというふうにしております。

次のページをごらんください。

3の(5)潜在保育士の就職・再就職支援の強化についてです。

これについては、現在、潜在保育士向けの研修等を行っているところであり、引き続き、研修機会の確保等による再就職支援等を行うとともに、看護師等免許保持者類似の届出制度の導入につきましては、法令上必要となる措置や事務体制の整備可能性、費用対効果も踏まえて、どのような対応が可能であるか検討してはどうかとしております。

次のページをごらんください。

4の(1)私立認定こども園における障害児等支援の補助体系のあり方についてです。

これにつきましては、既に一般財源化された部分について、直ちに変更を行うことは困難であります。残りの国事業である私学助成と多様な事業者の参入促進・能力活用事業の一本化については、両事業の実施率等も踏まえ、事務負担だけではなく各園への支援が低下することのないよう留意しつつ検討すべきではないかとしております。

次のページをごらんください。

4の(2)幼保連携型認定こども園の設備に関する基準のあり方についてです。

これにつきましては、3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合には、遊戯室を3階以上に設置可能としたところであり、さらなる規制緩和については行わないこととしてはどうかとしているところでございます。

次のページをごらんください。

4の(3)保育教諭の免許資格の併有促進についてです。

これにつきましては、保育者の質の確保に留意しつつ、幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例について、さらなる検討を進めてはどうかとしており、検討例として、認定こども園での保育教諭としての勤務経験を有する場合、特例の適用に当たって考慮できる点はないか等を挙げているところです。

次のページをごらんください。

5の(1)小規模保育事業についてです。

これにつきましては、2つに分けて整理してありまして、まず、B型からA型への移行については、現在も公定価格におきまして、保育士資格を有する者の占める割合が4分の3以上となる事業所への加算を設けていると整理しているところでございます。

次のページをごらんください。

小規模保育事業における一時預かり事業の実施についてです。

これにつきましては、現行の実施要領においても、実施可能であり、今後、改めて通知等により周知することとしてはどうかとしているところでございます。

次のページをごらんください。

5の(2)保育士資格を有する者の家庭的保育研修の受講要件の柔軟化についてです。

これにつきましては、保育士資格所有者も原則として研修受講が必要としつつ、一定の条件を満たす場合に受講要件を一部緩和することについて、関係者の意見も踏まえて検討することとしてはどうかとしているところでございます。

次のページをごらんください。

5の(3)居宅での家庭的保育事業における自園調理への支援策についてです。

これにつきましては、資料2に記載のとおり、必要な経費の一部を補助する事業を実施しているところであり、本補助事業が利用可能であることを事業団体や自治体向けに周知・説明してはどうかとしております。

次のページをごらんください。

5の(4)居宅訪問型保育事業について、派遣対象の拡大等についてです。

これにつきましては、現行の取り扱いにおきましても、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対して、居宅訪問型保育を実施することが可能であり、このことを通知等により周知することとしてはどうかとしております。

また、居宅訪問型保育事業の類型化につきましては、多くの論点を含むことから、制度運用の実態や事例を踏まえつつ、引き続き検討することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

5の(5)連携施設制度のあり方についてです。

連携施設制度につきましては、資料3に記載のような見直しを行ってきたところであり、さらに、次のページになりますけれども、4に記載のような地域型保育事業の卒園児童の利用調整につきましては、優先利用の例示の1つとして通知に記載しているところであります。

このため、先行利用調整のような取り扱いも可能である旨をFAQ等で明示することとしてはどうかとしております。

さらに、それ以外の連携施設制度のあり方につきましては、経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うこととしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

6の(1)地域子ども・子育て支援事業の促進のための方策についてです。

まず、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業についてですが、両事業とも、量的拡充については、ニーズを踏まえつつ、また、予算上の仕組みについては、予算編成過程において検討してまいりたいとしております。



次のページをごらんください。

一時預かり事業についてです。

これにつきましては、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を予算編成過程で検討することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

6の(2)一時預かり事業や病児保育事業の権限を都道府県から市町村に移譲することについてです。

これにつきましては、資料2に記載のとおり、権限移譲の可否について各自治体に調査したところ、可能と回答した自治体は1割にとどまったところであります。

したがいまして、次のページになりますけれども、方向性(案)といたしまして、権限は引き続き都道府県に属することとしつつ、条例による事務処理特例制度を活用することによって、市町村への権限移譲も可能であることを周知することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

6の(3)一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型が進まない要因と促進方策についてです。

これにつきましては、資料記載のとおり、いずれの事業も居宅訪問型の実施数がほとんどない状況にございまして、このような現況下での要因分析について、方法も含めて検討することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

6の(4)病児保育事業への支援等のあり方についてです。

病児保育については、2に記載のとおり、加算の見直しを行ってきたところですが、さらに今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、その結果を踏まえ、さらなる検討を行うこととしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

6の(5)幼稚園の一時預かり事業における特別な支援の必要な子どもへの対応についてです。

これについては、一時預かり事業、幼稚園型Iにおいて障害児を受け入れる場合の単価のあり方について、予算編成過程で検討することとしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

7の(1)量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源についてです。

これにつきましては、閣議決定された方針に基づき、各年度の予算編成過程において、確保に努めることとしております。

次のページをごらんください。

7の(2)無償化を初めとする各種政策や制度変更の効果・検証についてです。

これにつきましては、当面は資料記載のような数値の変化を確認しつつ、長期的には出生率への影響や幼児教育の効果等をどのように検証するかを検討していくこととしてはどうかとしております。

次のページをごらんください。

7の(3)施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することについてです。

これにつきましては、保育料の徴収権限は児童福祉施設の責務の履行を担保するために付与されたものであり、加えて、今回の無償化により、強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっているため、対象施設の拡大は行わないこととしてはどうかとしております。

最後、7の(4)でございます。

保育所の等の面積基準及び外部搬入の規制のあり方についてです。

まず、保育所等の面積基準につきましては、待機児童が多く、地価が高い自治体については、既に特例措置が講じられているところであり、追加の措置は不要ではないかとしております。

また、0～2歳児の給食の外部搬入については、現在、構造改革特区で一部実施していますが、その評価意見でも、質の観点からの懸念も示されているところであり、現時点で方針を決定することは時期尚早ではないかとしているところでございます。

長くなりましたが、5年後見直しの検討につきましての御説明は、以上でございます。○池上参事官 続きまして、資料2「令和2年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」を御説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして1ページ目でございます。

こちらは、内閣府の要求のフレームをお示ししたものになりますけれども、上段は一般会計、いわゆる税財源で賄われている額を示しており、大半は、いわゆる義務的経費でございます、年金・医療等の経費が占めているところでございます。

下段が特別会計、これは、上段の税財源に加えまして、企業から拠出いただいた事業主拠出金を合わせた総額を示しております。

この特別会計の部分をごらんいただきますと、令和2年度の概算要求額といたしましては、2.9兆円弱となっております。例年同様、児童手当を除きまして、概算要求段階では、基本的に対前年度同額とし、年末に向けて予算編成過程の中で必要な所要額を詰めることにしております。

欄外、下のほうの 印に予算編成過程で検討していく項目を記載しておりますけれども、まず、1つ目の 印ですが、これは、2ページ目、3ページ目にも関連する資料をつけておりますけれども、消費税増税分を活用して実施する、いわゆる0.7兆円の量的拡充と質の向上策、それから、消費税以外の財源を確保して実施する0.3兆円超の質の向上のメニュー。

それから、新しい経済政策パッケージに基づく幼児教育、保育の無償化、保育士の処遇改善について所要額等を予算編成過程で検討していくこととなります。

2つ目の印は、事業主拠出金を充当する事業となりますが、こちらも年末に向けて経済界の皆様とも御相談しながら所要額を詰めていくこととなります。

4ページ目には、少し飛んでいただきますけれども、政府全体としての予算要求の方針、いわゆる概算要求基準をおつけしてございます。

続いて5ページからになります。

5ページ目からは、内閣府の予算要求の内容を示したものとなります。

資料の見方といたしましては、それぞれの項目の右側にある数字のうち、括弧内が令和元年度予算額、その左側、括弧の外が令和2年度要求額となっております。

内閣府の予算としては、先ほど御説明したとおり、児童手当を除き、基本的に対前年度同額としており、予算編成過程で検討していく項目については、6ページの印の部分に記載してございます。

これは、内容的には、先ほどの御説明と同様になっております。

6ページ目の一番下にあります、児童手当につきましては、所要額を計上しておりますけれども、児童数の減少を受けまして、所要額が減となっております。

7ページ以降は、厚生労働省及び文部科学省の予算要求の内容を示したものとなります。先ほど御説明した内閣府予算には、運営費を中心に計上してございます。一方で、厚生労働省、文部科学省におかれましては、教育・保育等の基盤整備や、人材福保策などの諸施策を計上しております。

まず、1番目、黄色の帯のところですが「保育の受け皿整備・保育人材の確保等」のところでございます。

保育の施設整備費や保育人材確保策、多様な保育の充実に向けたメニューについてお示ししております。

その他、子どもさんがかかわる、痛ましい交通事故などを踏まえた、園外活動時の安全確保策、それから、認可外保育施設の質の確保・向上に向けたメニューなどを計上しております。

8ページ目の3番「ひとり親家庭等の自立支援の推進」以降は、直接的に子ども・子育て支援新制度に関連する部分ではございませんけれども、ひとり親家庭への総合的な施策、婦人保護事業における支援体制の強化策。

9ページに行きますと、子育て世代包括支援センターの全国展開など、母子保健医療対策に関する要求内容を記載してございます。

続いて、10ページからは、これも痛ましい事件がございましたけれども、児童虐待事案等を受けて、3月に決定した、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的、抜本的強化策。

それから、里親養育の支援体制の充実などを記載してございます。

12ページ目以降は、文部科学省の要求内容となります。

2番目の「幼児教育の質の向上」といたしまして、幼児教育の実践のさらなる質の確保・向上に向けた取り組み。

それから、幼稚園等の人材確保策等を記載してございます。

また、13ページ目の3番「幼児教育の環境整備の充実」のところには、認定こども園や幼稚園の施設整備費や、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進策などを記載してございます。

駆け足になりましたけれども、資料2については、以上となります。

八田参事官 続きまして、認定こども園に関する現況につきまして御説明させていただきます。

資料4をごらんいただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、本年4月1日現在の認定こども園数でございます。

資料の右上でございますけれども、全類型の認定こども園数は7,208でございます。

昨年の6,160から1,048園増加しているところでございます。

類型の内訳を見ますと、幼保連携型が5,137で最も多く、全体の約7割を占めているところでございます。

幼稚園型が1,104で全体の約15%、保育所型が897で全体の約12%となっているところでございます。

その下が、都道府県別の設置状況でございます。

都道府県ごとに子どもの数が違うということを前提にごらんいただく必要がありますけれども、単純に園数だけを見ますと、最も認定こども園数が多いのが、大阪府の655、次が兵庫県の509、次が北海道の408となっているところでございます。

次のページをごらんください。

認定こども園数の推移でございます。

新制度の創設前の平成26年から毎年1,000園以上増加しているところでございます。

本当に関係者の御尽力により、認定こども園が着実に発展していると評価できる状況ではないかと認識しているところでございます。

なお、本日、説明を省略させていただきますけれども、参考資料2に詳細な資料をお配りさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

認定こども園の現況につきましては、以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、資料5をごらんください。

平成31年4月1日時点の保育所等の整備量・待機児童数を公表いたしましたので、御報告いたします。

子育て安心プランは、2018から2020年度の3カ年計画でございますが、今回は、その1

年目の実績、3年目までの見込みを取りまとめたところでございます。

まず、現時点の2020年度末までの受け皿の拡大見込み量、29.7万人分となっております。

この受け皿整備につきましては、毎年度計画を見直しておりますので、政府目標の32万人を目指していくというものでございます。

待機児童数でございますが、ことしの4月時点の待機児童数は1万6772人となっております。

の2つ目でございますが、過去5年の推移を見ますと、自治体ごとの待機児童数のばらつきは低減、減少している状況でございます。例えば、300人以上という待機児童がいる自治体数も半減していますし、200人以上というところも1桁になっておると。

このため、引き続き保育の受け皿整備や、保育人材の確保を行うとともに、市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化強化を実施していくこととしております。

1枚おめくりいただきまして、資料5の2ページ目でございますが、左下に折れ線グラフがございます。

これは、ことしの4月の時点で待機児童が多かった市町村30についての、過去5年間の待機児童数の推移を見ているものでございますけれども、これを3つに分類してございまして、1つは、緑の折れ線グラフになっているところ、過去2年間で待機児童数が100人以上減少している自治体であり、こうした自治体は、引き続き受け皿整備を続けていただきたい。

2つ目が、折れ線グラフの赤のところでございますが、これにつきましては、保育所を整備しているものの、見込みを上回る申込者の増によって待機児童数が増加してしまっている自治体でございます。

特に、このような自治体に対しては、整備計画を見直して、受け皿整備を着実に促進するよう、お願いしていきたいと考えてございます。

3番目に下のほうの紫、これは、3年間待機児童数が1人から100人台で推移しているという自治体でございます。こうしたところについては、保育提供区域ごとの申込者の推移などの分析あるいは保育コンシェルジュを活用したマッチング支援等を実施すると。

このように、重点的な支援が必要な自治体を特定して、要因対策のヒアリングをするとともに、さらに着実な実行を担保するために、定期的なフォローアップを行って、それぞれの市町村の特性ごとに支援を行って、待機児童解消を目指していくこととしております。

以上でございます。

吉田生活困窮者自立支援室長 資料6の地域共生社会推進検討会中間取りまとめの概要の資料をごらんください。

社会局のほうで実施しております、地域共生社会検討会、子ども・子育ての分野も関係しておりますので、7月19日に中間取りまとめをいただいておりますので、御報告をさせ

ていただきます。

1 ページ目をごらんください。

少し背景を御説明させていただきますが、地域共生社会の実現を目指して厚労省としては取り組みを進めているところでございます。

これまで、子ども・子育て、高齢者、障害、生活困窮など、各分野ごとの制度は整備されてきまして、質の高い支援の提供がなされてきたところですが、一方、縦割りの問題なども指摘されているところです。複合的な問題を抱えた御家庭でありますとか、社会的孤立の問題も指摘されております。

その中で、支え手、受け手というような関係性を超えて、地域の中で役割を持って自分らしく活躍できる地域共生社会をつくっていこうというようなところが求められているところでございます。

3 ページ目をごらんください。

検討会を実施していただいていたところですが、その背景となる資料でございます。

先般の介護保険法改正の中で、社会福祉法を改正しておりまして、資料の中段の2の部分です。市町村が地域共生社会実現のための包括的な支援体制づくりを努める努力義務規定が置かれているところです。

欄外の\*のところ、附則において法律の公布後、3年を目途として検討するという検討規定が設けられているところでございます。

4 ページ目をごらんください。

法改正に加えまして、私どものほうでモデル事業を組み立てまして、実施していただいているところでございます。

今年度は、約200自治体で手を挙げていただいております。取り組んでいただいているところでございます。

5 ページ目をごらんください。

相談支援体制、特に工夫をされている自治体、秋田県小坂町と三重県名張市の例をお示しさせていただきます。

少し飛びまして、9 ページをごらんください。

今、申し上げましたような背景などもありまして、社会・援護局のほうで検討会を立ち上げ、この委員会では奥山先生にも委員として加わっていただいております。

2の主な検討項目で見ただけであればと思いますが、次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方。

また、2つ目のポツで、地域共生社会の実現に向けて、中長期の視点から、今後強化すべき機能などといった検討項目を掲げ、御議論をいただいております。

10ページ目でございますが、7月19日に出了した中間取りまとめの概要でございます。

1、2、3とありますが、1が「福祉政策の新たなアプローチ」ということで、基本的な考え方、理念的なことが書かれています。

1つ目の ですが、社会的孤立とか、生きづらさやリスクが多様化している中で、一人一人の生きるということが尊重されて、複雑かつ多様な問題も抱えながら、社会との多様なかかわりを継続していく、そういう支援の機能が必要だというような御指摘をいただいています。

3つ目の で、対人支援においては、今まで具体的な課題解決を目的とするアプローチというのが取り組まれてきていて、これが重要ですが、社会とのつながりを持っていくということが重要ですので、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実も必要ではないかというような御提言もいただいています。

2の「具体的な対応の方向性」「(1)包括的支援体制の整備促進のための方策」ということで、具体的な御提案をいただいています。今、申し上げたようなアプローチを実現するために、包括的な支援体制として大きく以下の3つの機能を一体的に備えるべきではないかというようなことで、断らない相談支援、相談の後で参加することが必要ですので、社会とのつながりや参加の支援ということで、参加支援というような形。

地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援ということで、地域づくりを進めていくべきというようなことを言われております。

積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきであるというような御提言もいただいているところです。

2つ目の、3つ目の ですが、具体的にはということで、今まで属性や課題に基づいた縦割りの制度が構築されておりますので、それを再整理するような新たな制度枠組みの創設を検討すべきではないか。それに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人一人のニーズや地域の個別性に基づいて柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきではないかというようなことで、今、介護、障害、子育て、生活困窮などの属性ごとに支出されている補助金などがございますが、交付要綱を一本化するなど、工夫をして、市町村において柔軟な事業実施をしてはどうかというような御提案だと受けとめております。

3の「今後の主な検討項目」ということで、中間取りまとめが1回出ているわけですが、秋以降に再度検討会を立ち上げまして、ここに書いてある論点などについて御議論をいただきまして、年末までの取りまとめに向けて議論を進めていく予定にしております。

以上でございます。

○池上参事官 あとは、参考資料として幾つかおつけしておりますけれども、参考資料の3番には、御議論を頂戴しておりました、子ども・子育て支援法に基づく基本指針につきまして、改定の概要と改定後の文書を配付させていただいております。

参考資料4は、委員の皆様から事前に御提出いただきました資料を配付させていただいております。

事務局からの説明は、以上となります。

○秋田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。

時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

2分を超えた場合には、事務局よりメモを入れさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

また、発言順も公平性を期して、今回は委員の五十音順の後ろからということにしておりますので、山本委員のほうからお願いできたらと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

山本委員 ありがとうございます。よろしいですか。

○秋田会長 お願いいたします。

山本委員 山本でございます。

私のほうからは、資料1にかかわって、幼稚園等で受け入れている2歳児を支給認定の対象とすることについてというところ、これについては、2歳児の受け入れのあり方について、資料にもあるとおり、考えるべきであると発言をさせていただきたいと思います。

一部の公立幼稚園では、保育士不足のまま預かり保育などが運営され、幼稚園教諭は時間外労働をしているという実態があります。保育士の配置促進、それから、施設拡充をする必要はありますけれども、まず、あり方について考えるべきということです。

もう2点お願いしたいことがあります。認可外保育施設の認可移行支援の推進や、3歳以上の子どもの保育室の3階以上への設置の規制緩和は行わないこと、これらの方向性にも賛成であるということをお伝えしたいと思います。

また、質の向上のための0.3兆円の財源確保は確実に行き、面積基準や給食の外部搬入の規制緩和も行わない。それとともに、特例の措置など解消すべきと考えております。

最後に、この資料と直接かかわっていないかもしれませんが、無償化に伴う便乗値上げについて少し懸念をしております。

10月から実費徴収額を大幅に引き上げる園があるというふうにも聞いております。これが不当な値上げか、また、質を向上させるためのものなのかということについて政府としてはどのように判断されるのかということについても教えていただければと思います。

実費徴収額の内訳などを全施設に公開させるというようなことも考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。



それでは、続きまして、山内委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会より参っております、山内です。

3点ほど述べさせていただきたいと思います。

今回、食材料費について4,500円ということで統一をされたということについてですが、物価調整分としてありましたものを、チーム保育推進加算や、栄養管理加算の改善に行うという方向で今まで聞いておりました。この点については、食の重要性を考えると、少し残念に思います。今後また御努力をお願いしたいと思っております。

2点目に、人口減少地域における保育事業継続のための支援策というところで、今回、短期、中期という趣旨ではなく、長期的な議論というふうに書きかえられているかと思いますが、今、人口減少については非常に急速なスピードで進んでいる地域がございます。これについては、ぜひ短期、中期でお願いしたいと思っております。

3点目についてですが、保育士確保についてであります。

これについても、今までも何度も申し上げているように、非常に厳しいものがございます。

特に、今度10月については、長時間化するのではないかという懸念を大きく持っておりまして、自園のほうの乳児の子どもたちの標準時間について少し調べてみました。これについて述べさせていただきますと、0歳児は13人おりますが、11人が標準時間、84%です。1歳児は40人中35人が標準時間で87%になります。2歳児は26人中23人が標準時間、88%という数字が挙がっております。

ですから、資料1の3ページにありますように、原則的な保育時間、8時間を大きく超えた数で子どもたちが在籍しているという事実を知っていただきたいと思っております。これをローテーションで回すというのは、非常に無理な状態であるという現状があるということをお伝えしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。

それでは、森田委員、お願いいたします。

森田委員 おはようございます。全国保育協議会からお世話になります。森田でございます。よろしくお願いいたします。

私は、まず、10月からの公定価格について単価の見直し、現場に混乱を招かないように、改めて丁寧な御説明を今後ともお願いしたいと思っております。

それから、満3歳児の取り扱いが新制度移行時に整理できていないことについて、1号認定と2号認定の考え方の違いを解消するように要望してきましたが、このほかにも新制度移行時に整理できていない事項、資料1の課題、問題点等について、子どもの最善の利益を求めると同時に、無償化により誰もが使いやすくなりやすい制度を目指すことが必要ではないかと思っております。

そして、さらなる質の向上のための0.3兆円については、財源確保を実現していただける

ようをお願い申し上げたいと思います。

また、前回とダブるのですけれども、給食の外部搬入につきましては、当協議会としては反対と意思表示をさせていただきたい。

そして、資料の3ページ、施設の開所時間、これは子どもが利用している時間と、開所時間は一緒ではないということです。いわゆる保育に欠けるということから、保育を必要とするというところに、一人一人保育時間が違って、いわゆる開所時間の11時間が利用時間ではないということを改めて御理解いただければと思っております。

先ほど委員がおっしゃった、短時間と標準時間の違いも、子どもの状況がさまざまであつことを御理解いただき、土曜日等の開所についても、当然必要であると考えておりますので、今後ともよろしく御指導いただければと思います。

以上でございます。

○秋田会長 ありがとうございます。

茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から来ております、群馬県安中市長の茂木と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私のほうでは、まず、公定価格における副食費の取り扱いについて一言申し上げさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、国と実施主体である市町村との協議を十分に重ねるべく幼児教育の無償化に関する協議の場、いわゆるPDCA協議会を立ち上げて、その決定に基づいて実施されることを確認してきたところでございます。

しかしながら、今回、無償化の施行直前の段階で、突然という状況だったのですが、一方的に公定価格における副食費の取り扱いを変更しようとしたのではないかと思われることがありました。これまでと国と地方の協議における信頼関係を損なうものと、極めて遺憾と言わざるを得ません。今後、二度とこのようなことがないように改めて地方との協議の徹底を強く求めるものでございます。

また、今回見送りとなりました栄養管理加算、それから、チーム保育推進加算の拡充につきましては、公定価格における副食費の取り扱いの見直しとは全く性質を異にするものでございまして、これを実施する場合には、国は必要となる予算を別途確保した上で、実施をすべきと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次です。今回の施行後5年の見直しについて全般的に申し上げます。

全体的な検討の方向性といたしまして、新制度の実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、制度や補助事業の簡素化による事務負担の軽減、要件の緩和を図ることが必要であると考えます。

骨太の方針2019には、地方における新たな発想や創意工夫を生かせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態

に即した見直し等に向けて、課題を補足した上で、2019年末までに、対象や工程を具体化するとの決定がございます。この内容を踏まえた検討を求めるものでございます。

また、今回検討事項のうち、過去の地方分権改革に関する提案募集において提案されたものにつきましては、支障事例も踏まえ、引き続き必要な検討をお願いしたいというところでございます。

また、前回の会議で申し上げましたとおり、今般全国市長会が実施をしました意見照会がまとまってきて、後日提出させてもらいますが、この中で多くの市長から出されたことが何点かございます。

まずは、先ほどから出ておりますが、保育標準時間と短時間の区分の廃止、それから認定子ども園の施設整備にかかわる補助申請の一元化、それから処遇改善加算の確認、申請事務等の簡略化、また、私立認定子ども園における障害児等支援の充実に向けた補助体系の一元化等、さまざまな意見がございましたので、ここで改めて報告させていただきます。

今後も現場の意見を十分踏まえて検討を進めていただけるようお願い申し上げまして、私の発言を終わります。

○秋田会長 ありがとうございます。

水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会、政策委員長の水谷でございます。

まず、1の(1)の標準時間・短時間区分ですけれども、茂木市長とはちょっと相反するのかもしれませんが、まず、就労の実態に応じるだけではなくて、乳幼児の年齢に応じた就労時間の、就労というか、利用時間のガイドラインなどを示して、子育てのための働き方改革をリードしていくような方向性を示していくことが、この会議の役割でもあると思います。

特に、育児休業中の場合は、保育短時間に移行していますが、認定子ども園、保育所の2号、3号認定の復帰を前提とした、1号認定と同等の4時間の時間区分という設定も、子どもがその期間だけママと一緒にいられる時間なのだという、貴重な幼稚園児としての時間みたいなものがそこでできるわけですから、2号、3号に復帰するのだけれども、4時間というような時間設定もあったほうが、健全育成のためにいいのではないかと考えます。

次に1の(2)の2歳児の支給認定についてですが、これは方向性(案)に賛同いたします。詳しくは意見書でよろしくお願いいたします。

それから、1の(4)の認可外施設に関するインセンティブの付与ですけれども、原則的には、乳幼児の健全育成のためには、施設認可への移行を支援することは望ましいと考えますけれども、他方で待機児童がいなくなったときに、年少人口が減少していくことで、保育施設の過剰供給になったときは、どのような対策を講じるのか、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

次に、4の(1)の認定こども園における障害児支援の補助のあり方ですが、これは支援額の低下がなく、かつ、事務負担の増加もないような御配慮をいただいた上で、方向性(案)に沿って検討していただきたいと思います。

次に、4の(2)3歳以上児の保育室の3階利用でございますが、基準緩和をすることは、認定子ども園の目指してきたものとは全く違う方向で否定することになりますので、方向性(案)に賛成でございます。

4の(3)免許併有に対するインセンティブ付与ですけれども、本来であれば、所定の単位を取得すべきことが大事だとは思いますが。実務経験の一定時間を持つ者であることを前提に、履修単位数の軽減ということは検討してもよいのではないかとということについては賛同いたします。

最後に6の(5)の幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子どもへの対応ですが、これにつきましては、令和2年度の予算編成では、ぜひとも実現していただきたい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。

松田委員、お願いいたします。

松田委員 中京大学の松田です。

まず、我が国の子ども・子育て支援の課題の多くは、かなり前進してきておりますが、これからさまざまな検討が必要なものが多いという印象を受けました。

その上で、関係者の皆様や、関係部局の皆様の相当な御努力で、ここまで進めてこられているということを感じとれます。

私からは、手短かに3点申し上げます。

まず、お手元の資料1の論点 でございますけれども、保育標準時間と保育短時間の2区分の設定の問題でございますけれども、事務負担の軽減等の事情は考慮いたしますが、私としては、今のままでよいのではないかと。現行の制度です。無理に保育時間を必要以上に延ばす必要はないですし、また、海外と比べても、日本の保育時間は、今でも長過ぎると言われていますから、今のままでよいのではないかと思います。

2点目です。9ページになります。保育士の働き方改革、これは特に優先して進められるべきものの1つではないかと思います。保育士確保というだけではなくて、長くその方が働き続けられることというのが、保育の質の向上にもつながると思います。ですので、ここをさらに強力的に検討を進められることを期待したいと思います。

最後、3点目でございます。16ページです。5年間延長されています保育教諭の資格に係る経過措置等でございますけれども、これにつきましては、私としては、慎重に検討された方がよいのではないかとこの意見でございます。

理由ですが、保育士資格と、幼稚園資格という両方があると、やはり必要性や意義があ

ります。その中で、いろいろと緩和をしていくというのは、本来の趣旨から外れていきま  
すし、長く両方の資格をとらなかつた人に有利になっていく仕組みというものは、これは、  
非常によくないことであると思います。これは理解いたしますが、慎重に検討されること  
を望みたいと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

それでは、野澤委員、お願いします。

野澤委員 東京大学発達保育実践政策学センターの野澤です。

私からは4点についてコメントさせていただきます。

先ほどから出ております、1の(1)の の保育標準時間・短時間の区分の統合を行う  
かという点ですけれども、やはり短時間の区分をなくした場合は、事務負担軽減というこ  
とが期待されるものの、不必要に長時間の保育を受けることにつながるのではないかと  
いう懸念が示されております。

対象には乳児も含まれ、不必要に長時間化されるということは、やはり、子どものウェ  
ルビーイングや育ちの観点から望ましくないと考えます。

海外の長期縦断研究では、乳幼児期の長時間の保育が長期にわたって影響するという知  
見も出ております。海外では、保育や家庭の状況が異なりますため、そのまま適用する  
ということではできませんけれども、やはり保育が必要以上に長時間化しないように、子ども  
の育ちや子育てを支援するという観点から、保護者の働き方改革などともあわせて慎重に  
検討すべきだというふうに考えております。

2点目としまして、4の(2)の3歳以上園児の保育室の3階以上の設置に関しまして  
は、ここに示されておりますとおり、戸外遊びの重要性や安全性の観点からさらなる基準  
緩和を行うべきではないと考えます。

3点目としまして、6の(5)の幼稚園の預かり保育における特別な支援が必要な子ど  
もへの対応です。

やはり、全ての子どもと子育て家庭が必要な支援を受けることができるという、ソーシ  
ャルインクルージョンの観点からも、やはり特別な支援を要する子どもや、その保護者が  
安心して利用できるような預かり保育への支援の検討が必要だと考えます。

4点目としまして、前回もコメントしましたけれども、7の(1)や7の(2)のとこ  
ろで、質の向上のための財源確保あるいは政策、制度の効果検証のあり方について確実に  
検討を進めていく必要があると考えます。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いします。

月本委員 日本私立幼稚園、PTA連合会の月本です。

2点ほど、述べさせていただきます。

保育標準時間・短時間区分についてです。子どもを産み育てたものとして、現代の母親が置かれている状況にはさまざまな懸念があります。母親としての時間を保障し、子育ての充実感や我が子へのいつくしみを深めること。

そして、乳幼児が母親とともにいる時間を保障し、親からの愛情を十分に受けることで保障される心の安定と、伸び伸びとした活動、子どもにとって母親と過ごす時間は夜だけではなく、明るい太陽の下でゆったりと過ごせることを少しでも多く持たせてあげたいと常に思っております。

それは、子どもにとっても自然なことであり、標準的な姿なのだと思います。本来であれば、そうした時間を国の制度として、母親に確保してほしいと願っています。

保育標準時間だけに統合してしまうということは、子どもたちのために方向性を示していると言いがたいと思いますので、今回の方向性の案で示されたように、現行の区分を維持されることは当然のこととして必要と思っています。

保育短時間をもっと利用できるようなライフスタイルを国として目指していただきたいと思います。

2点目、幼稚園などで受け入れている2歳児を支給認定の対象とすることについて、2歳児や満3歳児になると、家庭だけで過ごすことは大変難しくなります。子供に必要な環境として家庭以外の場が求められることは、一般的な親の要望であると思います。子育て支援活動を実施する幼稚園など、子どもや親が集う場があれば、親も子も成長できると思いますし、そのニーズは高いと思います。2歳児が支給認定にならなくても、多様な支援活動が展開されることで、それぞれの家庭のニーズに合った支援活動を選べますので、子育て支援事業が実施されやすくなるよう、推進していただきたいと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いいたします。

産経新聞の佐藤好美です。

1の(1)の論点を入り口にして、一時預かりについてちょっと意見を述べさせていただきます。

1の(1)の論点 なのですけれども、求職事由の取り扱いについて、通知等により明確化することを検討してはどうかということなのですが、求職事由の取り扱いについて、通知等で明確化することに反対するものではないのですけれども、求職を理由にして預けているケースの中に、一時預かり的に難しい関係の親子を、例えば、24時間一緒にいるのではなくて、8時間離すということができれば、この関係性を続けていけるのではないかとということで預けられているようなケースが一定数あると理解しています。

特に虐待の裾野に連なるような、それほど難しくはないのだけれども、少し引き離せば

やっていけるような親子が地域の日々の生活の延長線上で使えるサービスがあることが、私は非常に重要だと思っています。

一時保護のようなストリクトな仕組みではなくて、子どもの生活も継続でき、親の生活も継続でき、少し冷却期間を置きながら、何とかやっていけるというような支援をできるようにしていただきたいと思います。

ですので、この通知を明確化するときには、そういうような使い方があるということに重々御注意いただいております。

きょうは、一時預かりについての課題が結構たくさん出ているのですけれども、先ほどの論点のところの検討の視点の最初のところに一時預かりは、一時預かりであればいいのではないですかと書いてありまして、全くそのとおりなのでも、では、一時預かりがちゃんと使えるようになっているかということ、自治体による資源量もばらばらですし、運営主体による性格の違いもあって、使われ方もいろいろなので、どれをどのように誰がジャッジして使えるのかということ、極めて使いにくいのが現状です。

誰かが、多分、市町村がやることになるのだと思いますけれども、どの事業所がどんなサービスをしていて、何が得意で、どういうサービスが提供できるかということを中心に把握していただいて、それをアセスメントできるような仕組みが絶対に必要だと思います。

そこで、里親のレスパイトみたいな使われ方もしていますので、数もそうですし、質も充実させていくことが非常に重要だと思います。

保育園や幼稚園が、それについて対応が頼りにされる部分はあるのですけれども、保育園や幼稚園側からすると、やったことのない、知見のない関係性の難しい親子を受け入れることにためらうのは当たり前のことで、ここに専門職がラウンドしていけるような仕組みを自治体で考えてつくっていただけるように、ぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会、理事長の駒崎です。

いつものように、提出資料に行く前に、今回、事務局から提出いただいた資料に関して、見直しに係る検討についてという資料に関するフィードバックをさせていただきたいと思っています。

もろもろ協議会が提案したことを入れ込んでくださってありがとうございました。基本的には、3つの事項以外賛成です。

その3つというのは何かといいますと、まず、4ページ目、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、求職事由をストリクトにするということは、ある意味、やや危険かなと思います。というのも、検討の視点です。一時的に保育を受けることが困難になった子どもに

対しては、一時預かり事業において対応することが基本だというふうに書いてありますが、一時預かりの資源量は圧倒的に足りていません。補助単価が異様に低いがゆえに、なかなか広がっていかないということがありますので、そうすると、一時保育もないというような状況の中で、どこでこうした人を助けるのだと、そのセーフティーネットが欠如してしまう危険性を感じています。

そして、21ページ目です。住宅訪問型のところで取り上げてくださってありがたいのですが、現行の取り扱いについても可能だから、改めて通知で周知したらどうですかみたいな話なのですが、少し弱いので、なかなかそれだと自治体も動いてくださらないので、基準ですね、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準のところの37条、これを少し変えていただけたら、より明確にそれを出すことができるのではないかと考えています。

また、23ページです。こちらもFAQで明示したらどうかと。選考利用調査のような取り扱いもできるよということを明示したらどうですかということなのですが、これもFAQで明示するだけだと弱いので、ぜひそれをしましょうということをしつかり言っていただくという、もう少しプッシュした形でやっていただかないと、なかなか現実的には自治体に落ちたときに機能しないかなと思いますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

さて、それを踏まえて意見書の方に移らせていただきたいと思います。

意見書で、1つ目は、子どもが0人のときに保育士を2人置かなければいけない謎ルールの廃止をぜひお願いしたいと思います。これは、そのままなので、保育士を無意味に拘束して、保育士を長時間労働させるといようなことの慣例は、もうそろそろやめていただきたいと思います。

また、医療的ケア児が、昨今、保育のニーズが出てきていましたけれども、短時間で看護師が医療的ケアをするというような仕組みがないのです。それで、ぜひ看護師の補助をつけていただきたいのですが、それが難しいということであれば、保育所等訪問支援を活用して、医ケア児の医療的ケアをカバーするということができたらいいのですけれども、これも2週間に1回というよくわからない規制があるので、ここの部分は、医ケアの預かり際には、もう少し頻回できるように削除していただけたらと思います。

それで居宅訪問型事業がなかなか広がらないというところに対して、医療的ケア児をお預かりしたりするときには、やはり、看護師が帯同したりということがありますので、そうすると、今の単価だと難しい。

一方で、普通の待機児童を預かるときにも、単価が一緒なのです。それは、やはりおかしいので、医ケアの子を預かったりするときには加算をつけて、普通の待機児童の子とかは少し下げてというようなメリハリがつくような仕組みにしたらどうかと思います。

あとは、居宅訪問型保育で2年前に提案したのですが、昨今、虐待入院というケースがありまして、虐待された子どもたちが、通常だったら里親とか乳児院とかに行くのですが、その数も足りないので病院に居っ放しになるというような状況があって、最長



で9カ月近くも入院を続けなければいけない子どもも出てきているのです。

こうしたときに、本当に病院のスタッフの方々には献身的にやっていただけますけれども、なかなか1人にずっと一緒にいて愛着形成をするというのは難しいですので、そのところに対して、居宅訪問型の保育士が行ってあげて、丁寧な保育をしてあげるといような形で使えるといいのかなと思いますので、病院への派遣もできるようになるといいのではないかと考えております。

また、医ケア児を預かる居宅訪問型で入院中に減算という、医ケア児のことを何ら理解していない通知を内閣府が出されているので、これもちょっといかがなものかと、医ケア児はよく手術をするわけです、1カ月休むわけです。1カ月補助金を払わないよと言われてたら、ではその1カ月間、保育所を解雇すればいいのかということになりますので、こういった実態に合わない通知を現場に相談なく出すというのはやめていただきたいと思えます。

あとは、小規模保育の卒園児で、産休、育休で3歳以降の保育園が担保されないような問題というのも出てきていますので、こちらに配慮していただきたいと思えます。

また、処遇改善に関しても、保育士さんの経験年数とかを前の保育園に電話して聞いてというのを、今、日本中でやっているのですけれども、これは本当に無駄なので、ぜひデータベース化していただいて、余計なペーパーワークをふやさないようにしていただきたいと思えます。

さらには、医ケア児をより預かりやすいように、看護師の見なし保育の扱いというのを、ぜひ緩和していただきたいと思えます。

あとは、ごらんいただけたらいいかなと思えます。

以上、るる長くなって大変恐縮です。ありがとうございます。

○秋田会長 ありがとうございます。

古口委員、お願いいたします。

古口委員 栃木県の茂木町長の古口です。

私からは、まず、3の(4)の、人口減少地域における保育事業継続の支援策について申し上げます。

都市部への人口集中が進む中で、人口減少地域である、特に中山間地域においては、保育事業継続が問題となっております。ぜひとも、都市部とは違った形の対策をお願いしたい。また、そのような対策の必要性を訴えておきたいと思えます。

最後に副食費については、先ほど市長会の代表の安中市長さんと同じ意見でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いします。

柏女委員 お隣の古口委員に追加して、人口減少社会の問題について申し上げたいと思います。淑徳大学の柏女です。

人口減少社会にかかわりを持っていて、子ども・子育て分野の地域包括的支援のあり方の研究を進めている立場から、資料1の3の(4)、もう一つ資料の6だったでしょうか、地域共生社会推進検討会、この関係についてですけれども、人口減少社会への取り組みと、それに関連する地域共生社会の検討を早急に進めてほしいと、長期的に検討と書いてあるのですけれども、そうではなく早急に進めてほしいということです。

人口減少地域の保育のみにかかわらず、学童や障害児通所支援など、単独では補助基準に合わないところも出てきていて、さまざまな工夫を今せざるを得ない。ただ、工夫だけでは、もうやっていけないという状況になっていますので、特例措置や、あるいは小規模対応、さらには共生型サービスの対象拡大ですが、そうしたことに早急に組み込んでいく必要があるのではないかと思います。

また、これは社会的養護関係も同じでありまして、例えば児童養護施設が、地域小規模障害児入所施設の設置できるようにするとか、そういうようなことをしていかないと障害児入所施設が地域になくなってしまおうというようなことも起こっておりますので、こうしたことも進めていくことがとても大事ではないかと思います。それぞれの所管で考えるのではなくて、領域横断的に考えていくことがとても大事だろうと思います。

また、子どもの分野の地域包括ケアを検討しておりますと、推進検討会の方では、市町村を中心にプラットフォームをつくっていくということ、そして、つながり続けられるシステムをつくっていくということが提言されております。とても大切なことだと思いますけれども、社会的養護や障害児入所の子どもたちは、言わば市町村のプラットフォームから県が取り出してしまおうという形になるわけです。つまり、つながろうとしても、つながれない仕組みに、システムがそうなっているということなので、これを早急に変わっていくということも大事なのではないかと思っております。こうした検討を早急に進めていただくことが大事だと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○秋田会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

いつも詳細な御説明をありがとうございます。私からは3つコメントをさせていただきます。

1つ目は、資料1の中の土曜日保育の件です。もう既に何人かの先生方から御指摘がございましたが、保育士さんの働き方改革という観点からは、土曜日の勤務時間の見直しは非常に重要なことだと思います。それと同時に、土曜日の保育につきましては、いろいろな工夫ができる余地があるのではないかと思います。共同保育もそうですが、そういう

いろな取り組みに対してインセンティブをつける政策も同時に行うということが必要だと思います。

2つ目は、これは質問と考えていただいてもいいかと思うのですが、待機児童についてです。政府の目標では受け皿が3年間で32万人ということですね。今の見通しだと29.7万人ということで、少し足りません。先ほどの御説明だと、毎年度の計画の見直しによって、32万人はいけるのではないかということでしたが、その根拠がわかりません。自然体でいろんな取り組みがあれば3万ぐらいはいけるということなのか、あるいはもう少し張りをつけた、新たな追加的な措置が必要なのか、その辺がわからなかったので、追加の御説明をお願いします。

3番目なのですが、資料6で地域共生社会の御説明がありました。抽象的な面がまだまだ多いかと思うのですが、私は、これは潜在的に非常に大きなインパクトを、いろいろな社会保障の分野に与えるのではないかと思います。

現に、地域とのかかわり合いがある人ほど健康リスクが低くなるとか、あるいは逆に社会的孤立状態にある人だとリスクを高くなるという研究も既にあります。

ただ、問題は、どういう政策介入が望ましいのかということについての研究がなされていないことです。内閣府、あるいは厚生労働省にお願いしたいのは、地域で取り組まれているグッドプラクティスを収集するとか、あるいは政策実験を行うという形で、これについての知見をより深めていただくということです。

以上です。

○秋田会長 どうもありがとうございます。

長田委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。

本日は、5年に係る見直しの検討についての資料1の内容が非常に多かったものですから、委員提出資料の中に私の意見等を3ページから載せさせていただきましたので、ごらんになっていただければと思います。

発言としては1点だけ、先日の台風15号の被害が関東地方はかなり甚大だったようで、資料の9ページ、10ページに、私どもの組織の傘下の千葉県民間保育園振興会が調査をした、千葉県内にある私立の保育園の被害状況だけを取りまとめたものでございまして、私立の保育園だけでも、これだけ大きな被害を千葉県でもたらしています。

8ページに戻っていただきまして、都内でも御存じのように計画運休という初めての経験をしまして、朝8時まで電車が動かない中で、保育園は7時にあけなければいけないということで、何とか前日までに日曜日なのにもかかわらず、職員の手配をいたしまして、近隣に住んでいる職員等で早番を交代したりして、何とか保育園をあけて保育園を運営しましたが、やはり、通勤している職員は勤務時間どおりに通勤できませんので、駅で3時間も4時間も待って、長蛇の列に並んで電車を何本も見送って、へとへとになりながら現

場に出勤してきたと。

ただ、保護者の皆様も、実は、やはり電車が動き始めているということで会社に行かなければならないということで、続々と子どもたちが保育園に来まして、職員はまだ着かないのに子どもたちが集まってきまして、ある保護者は、保育園が休園ならば、私も会社を休めたのになと言いながら、長蛇の列とわかっている駅のほうに歩いて行ったというような保護者もいらっしゃいます。

何か今、ニュースによりますと、また、台風18号が発生しそうな状況で、なるべく早くご検討していただいて、何とかこのような災害が事前にある程度想定されるような場合に、小さい子どもたちを抱えて保育園に登園してきて、途中で飛散物にぶつかったり、自転車が転倒したりとか、非常に危ないような状況もありますので、ガイドライン等で国がお示ししていただいて、対応できるような形でやっていただければとお願いしたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○秋田会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いいたします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

資料1の24ページです。6の(1)ということで、前回資料でも、意見でも出させていたいただきましたが、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業ですとか、地域子育て支援拠点事業についても取り上げていただきましてありがとうございます。

先ほど来、皆様一時預かり事業の件についても触れていただいております。非常に多様なニーズがあって、一時預かり事業については、その子どもの健全育成という面もありますし、母親のレスパイトという意味もありますし、利用希望の背景にある事由をしっかりとアセスメントをしていかなければいけないというようなことです。

そういう意味で、利用者支援事業において個別の相談支援をし、さらに地域の社会資源、地域資源等に必要に応じてつないでいくためにも、事業の拡充がもっと必要ではないかと考えているところです。

利用者支援事業は、実施箇所数ベースで、現在720ということで、これは保育コンシェルジュ等の特定型と合わせても、まだ目標の半分と少し超えた程度です。ぜひこの取り組みも推進していただきたいと思っております。

また、一時預かり事業につきましても、なかなか経営をされている方々の実態調査を踏まえても難しさが出ております。ここにも方向性として書かれておりますけれども、職員の処遇改善や、補助単価の見直し等をしていただいて自治体が取り組みやすいように、また、多様な類型で実施できるように、お願いしたいと思います。

最後に、資料6の件ですが、私は唯一このメンバーで参加させていただいて、きょう資料が出てよかったなと思っております。9月に高齢者支援の方々を中心とした地域の支え合いの大会が大阪でございまして、3,000人以上の方が参加されていまして。

専門職、機関だけではなくて、地域の支え合いの担い手をどう発掘していくかというのが地域で今問われているのかなと思います。

子どもの分野においてもファミリーサポートセンター事業もそうですし、担い手確保という意味も含め、それから多様な課題を抱えている子育て家庭について、障害者支援、それから困窮者支援、そういったところと連携しながら進めていくという観点からも、この地域共生社会の創生というのはとても大事な観点になってくると思います。ぜひ、子どもの分野からもここに参画をして、どのように進めていけばいいか考えていければと思っています。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定子ども園協会の王寺でございます。

意見書は、1ページ、2ページ目につけております。

まず、意見書を読み上げる前に、一言申し上げたいことがございます。

先ほど、茂木委員もおっしゃっていましたが、副食費の件でございます。前回の副食費の数字が1週間足らずでまたもとに戻るといったようなことがございました。そのことについて、現場はちょうど保護者に説明をする時間でございましたので、大混乱を起こしました。そのことで、私はこの子ども・子育て会議が担う役割として、公定価格の審議やさまざまな問題の審議をこの場で行うものと認識しておりましたが、前回のようなことがありましたら大変その役割を果たしていないのではないかと、また、この会議が軽んじられているのではないかと大変残念に思っております。

今後は、このようなことがないように、どうぞこの子ども・子育て会議の場が丁寧で、そして、議論をすべく正しい議論の場になることを願っております。

意見書については、もうごらんになっていただければわかることかと思いますが、3番目のキャリア研修について少し説明を加えさせていただきます。

といいますのは、前回の会議の中で研修要件を示していただいておりますが、実施主体の認定や研修内容などが各自治体に委ねられているところでございます。この自治体の理解の温度差があって、例えば、別の県で受けたものを自分の県でこうやって受けてきましたと言っても、それは積算にはならないというようなことが起こっております。

というのは、統一的な共通の書式や申請内容など、また、各自治体への理解を丁寧にさせていただくというような点も踏まえて、今後、見直していただきたいということと、また中期的には1号認定、2号、3号認定のキャリアアップ研修が、統一的な運用ができればと思っておりますので、どうぞ御検討をよろしく申し上げます。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

それでは、安河内委員、お願いいたします。

安河内委員 全国児童養護施設協議会副会長の安河内といたします。

2点あります。

1つは、資料1の11ページの3番の(3)です。地方自治体における研修体制の整備、職員の研修事項や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくりというのがあります。

この中で、現場の職員数が研修に行っていたら、当然、現場の職員数が減るために職員体制の充実の視点とあわせて検討すべきであるという意見があります。

ただ、私は、もちろんそれにこしたことはないだろうと思うのですが、私自身は、人員基準の見直しが必要だろうと思うのですが、1つは研修に行くことによって、3日なら3日間の職員の数が減ると。そのときにすべきことというのは、やはり、業務改善というか、その期間の職員のローテーションの見直しとか、業務の効率化とか、そういうことをすべきではないかなと思うのです。私自身は、そういうことをやっています。

それは、1つは、そういうことをすることによって、研修に行く人は、もちろん業務の効率化、向上というのはありますけれども、残っている職員も業務の効率化、効率化だけではないのしょうけれども、質が向上するというのは、私の経験上あります。だから、必ずしも職員の数をふやせばいいという問題だけではないだろうと思います。人員基準を緩やかにするだけが問題ではないだろうと思います。

以前、私は医療法人で勤務していたときに、3.3対1を3対1にしたときに、本当に業務がよくなったかという、必ずしもそうではないときもあったのです。職員は、その分だけ業務上緩くなるという、そういう傾向がありましたので、それは、管理者の責任でもあるのしょうけれども、必ずしも人員基準だけの問題ではない、全体のバランスの問題だろうと思います。特に質の問題ですね。

2点目が、31ページの7の(1)番の職員配置基準などのさらなる質の向上のための0.3兆円の安定財源の確保というのがありますけれども、これは、児童養護施設に限って言えば、自立支援担当職員、特に卒業あるいは進学した子どもの支援に当たる財源上の手当てですね。

これは、実際は、本当に就職しても途中でやめる、大学に行っても中退する、そういう子どもが、最近、ここ5年間でふえています。

これを対応する職員の人員は本当に必要です。これは、社会問題になっています。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

資料1の5の(2)「保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、

家庭的保育研修の受講要件の柔軟化」についてなのですが、家庭的保育者も保育補助者も、保育士であっても、研修受講は必要であると考えています。

保育補助者については、一定の条件を満たす場合に、受講時期を柔軟化する。つまりは、就業後に、直近の研修を受講することを認めていただくようお願いいたしました。

方向性に一部緩和するとありますが、受講しなくてよいということではないので、誤解が生じないようにお願いします。

家庭的保育は、地域に根差した保育であって、潜在保育士が復職しやすい職場であることから、柔軟化はよい効果にもつながっていると考えています。

2点目です。

資料1の5の(5)の「連携施設制度の在り方」についてですが、連携施設は、3要件を設定して確保となってほしいのですが、連携施設が確保できないまま、家庭的保育者の中で代替保育の提供ができていない24%の保育士がいます。これは、全く休みがとれないということと、また、研修も受けられないということなので、延長された経過措置期間に何とか速やかに連携施設が確保できることをお願いしますが、受け入れ先を確保するのに優先利用によってとされたように、自治体が代替保育を可能とする、ほかの方策も考えていただきたいと考えています。

以上です。よろしくをお願いします。

○秋田会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

保育所での医療的ケア児の受け入れ体制の整備について要望を申し上げます。

医学の進歩を背景として、気管カニューレや胃ろう等の装着により、喀痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする医療的ケア児がふえております。

医療的ケア児の病状の程度はさまざまですが、通園が十分に可能な児もおられます。このような児の受け入れは、特別支援学校に限らず、公立の小中学校でも行われつつあるところであり、さらに、就学前の保育のニーズも高まっているところです。

医療的ケア児も他の子どもと同様に、集団生活を通じて、相互に豊かなかかわりを持つことができ、健やかな成長、発達が保障されるために、一人一人の発達、発育状況に応じた保育が提供されることが重要であり、社会として、それにふさわしい環境を整える必要がございます。

国としても、保育所での医療的ケア児の受け入れを可能とするために、医療、保険、福祉等の関係者の連携体制の構築、先進事例の共有等々、体制基盤の整備をさらに進めていただく方向で御検討をお願いいたします。

また、特に医療的ケア児の受け入れに当たっては、現場の理解と参加だけでなく、行政側からの保護者の情報提供、周知努力など、利用者側に立った体制づくりが重要でございます。

ますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうからは、3点ございます。意見書も出させていただいておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

まず、1点目です。自治体の単独型保育施設への運営費補助制度の創設についてということでございます。

今回の御説明も1の(4)で認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブについては挙げていただいておりますが、あえて自治体単独の保育施設に対する運営費補助の制度を創設するよう要望いたしますということでございます。

要望理由につきましては、本日も待機児童の公表をしていただきまして、前年比3,123人の減少となりまして、受け皿の整備など、取り組みの成果が顕著にあらわれております。

一方、地方単独型保育施設は、平成30年4月現在なのですけれども、約5万人の定員を抱えておりまして、待機児童対策に貢献しているということで認識しております。

しかしながら、その運営は保育料と当該自治体からの補助金によっておりまして、例えば、0歳児であれば、東京都認証保育所であれば、月額16万1770円。川崎認定保育園では、月額8万7650円、企業主導型保育施設、川崎市で運営された場合には24万4600円となっております、大きな差が生じております。

保育料の増額については、自治体の承認が必要な場合や、利用者の負担能力の問題など、一定の限界があるために、事業者や従業員の負担と努力によって運営が保たれているのが現状でございます。

自治体単独型保育施設の運営の安定化と、入所児童に対する保育の質の維持向上を図るために、運営費補助の制度を創設する必要があるということでございます。

2点目です。

保育所における臨時休園について、長田委員からも発言がありましたので、要望だけにさせていただきますが、自然災害とか、発生時などにおける保育所等の臨時休園について、国において基準を定め、これに基づき、各自治体が当該地域の実情に応じた休園の基準を設定するよう、指導することを要望いたします。

3点目については、今回、3の(1)に土曜日における共同保育の実施など、保育現場で働かれている人たちの働き方の改善の御提案をいただいておりますが、さらなる処遇の改善と、何より仕事の尊さを、世の中への周知を引き続きお願いしたいということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。



○秋田会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 秋田県大館市でございます。

地方一都市の立場として、見直しに係る検討については、おおむね妥当だと捉えております。

7点について、意見を申し述べさせていただきます。

論点の1の(1)、論点、2号、3号区分は統合すべきであると考えています。不必要に長時間の保育を受けることは、現状でも存在し、2区分が、その是正に余り寄与していません。それよりも不必要な保育をなくすように、親子のふれあいを促進する観点で、支援制度の充実がなされるべきと考えています。

次に、1の(2)幼稚園の2歳児についてですが、支給認定の対象とした上で、実施については市町村の判断に任せるなどしてほしいと考えております。

3点目、3の(5)潜在保育士についてですが、保育士不足解消の見込みのない現状から、この方策を速やかにかつ積極的に検討していただきたいということです。

続きまして、5の(5)連携施設制度について、連携施設制度の要件のうち、代替保育について、保育士不足、責任問題等の課題があり、受け入れ施設のメリットがないことから、制度の見直しが必要と考えております。

続いて、6の(1)一時預かり事業は、必要性が高いものの、報告書にもありますように、事業所等から赤字で苦しいとの訴えが強いことから、補助制度の単価は、相当大胆な見直しが必要であると考えております。

最後になります。7の(4)ですが、病児保育事業について、事業の安定的な運営や保育士確保には、現行の利用児童数による単価設定では不十分であり、事業の安定につながる補助の仕組みが必要と考えております。

以上でございます。

○秋田会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書のほうを出させていただいております。

今回の5年後の見直しに対しまして、さまざまな観点から案件事項を整えていただいたことを、心から感謝申し上げたいと思います。

意見書の中から、特に3の(1)土曜日における共同保育に関してであります。こちらは、実態として、小規模のところでは1人しかいないとか、ある施設のところでは30名いるとか、そういったことを考えると、子どもの育ちとか、ある意味、適当な環境を考えたときには、合同で保育をするとか、その辺の配慮が必要になってくるかと思っております。相互

補完の保育というところもあるかと思しますので、御検討をいただければと思います。

また、4の(3)における5年間の延長された保育教諭の資格等に関する経過措置に関してではありますが、こちら、経験年数等を組み入れ、軽減策を図っていただくというところに関して、御検討をいただければ、ありがたいと思っております。

3の(4)人口減少地域における問題や(5)の看護師の免許の保持等についてではありますが、平成27年の国勢調査から全国1,416市町村全体の82%が、人口が減少していったという中にもかかわらず、まだまだ待機児童がいる。その大きな待機児童の要因というのは、保育士不足の、いわゆる保育士の確保ができない状況にあります。

このため、看護師等の免許所有者が市町村に報告等をして対応している部分は、保育士にとっても有効な活用ではないかなと思っております。

これをすぐにとというのは非常に難しいので、ただし、全国の中でモデル地区などを設けて、その対応策を進めていく部分で、早期に御検討をいただければと思っております。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

居宅訪問型保育に関連しては、2点が挙げられていますが、その方向性(案)として挙げられている対象範囲を改めて通知等により、具体的に明確化することや、あるいは今後も制度活用のための方策を検討していくという方向性については、基本的には賛同します。

訪問型保育というのは多様な活用方法かあると思っております、それは居宅訪問型保育事業の中でもできますし、また、地域子ども・子育て支援事業の中の訪問型としてやるということも可能ではないかと思っております。

また、幾つかの自治体ではベビーシッター事業者が自治体と連携して養育支援、訪問事業の中で、保健師とベビーシッターが要支援家庭を必要に応じて訪問するというような事業も行われていますし、産後支援などもあるわけです。

それから、保護者が1人で子ども連れて健診や相談に出かけることが困難なときに、それに同行するというようなことも可能となっております。ぜひ、訪問型保育を広い範囲で捉えて、その有効性や実践事例を調査研究等で取り上げていただいて推進方法を検討していただけたらと思っております。

また、家庭的保育事業の研修に関連してなのですが、保育士の資格に加えて、保育固有の研修受講を要件としているのは、家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業のみです。

また、放課後児童支援員の認定資格研修も、基礎資格に加えて、その事業固有の事業内容の理解を促進するための研修となっております。こういった研修が、この10年ぐらいの間につくられたことは意義深いものだと思っておりますけれども、研修の受講機会が限定

されているということが非常に大きな課題となっています。今年度の国の調査研究事業の中でも取り上げられているのですけれども、e-learningなどの手法や、より受講しやすい研修機会の確保というものの検討も進めていただきたいと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

これまで皆様はいろいろと御意見をおっしゃってくださったので、それ以外のことを1点だけお話をさせていただきます。

資料1に基づきまして、今後、保育教諭の免許資格併有促進のさらなる対策が講じられるということですが、その場合なのですが、幼稚園教諭のほうの教員免許更新講習制度との折り合いをどのように考えていくのか。将来的には保育教諭の資格の特徴を考慮し、独自性のある講習制度とかを検討されていくのがどうかと考えます。これは、保育の質をより保障するための仕組みづくりにもつながっていくのではないかと考えております。

今回は、それ1点のみで終わりにさせていただきます。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川です。

私は、資料1の6項目の病児保育関係のところ、少しコメントを述べさせていただきます。

資料1の6のほうに、届出先を都道府県ということは、私も賛成いたします。病児保育は、地域によってある程度の裁量権といいですか、やり方が違いますので、なるべく統一した病児保育を受けるためには、余り自治体におろさずに都道府県にとどめるべきだと思います。

6の(4)ですけれども、事業の安定のためには、病児保育は特に医療併設型の施設が多く、保育士に対する優遇策、保育園が受けているようなものは適用にはなっておりませんので、ぜひこれを解決するためには、従来から言っておりますとおり、法定13事業から切り離して保育園の事業として認めていただきたいと思います。

また、この調査が行われることによって、正しく病児保育の現状が明らかなることを期待しております。

1(1)の保育時間のことですけれども、ともすればコストパフォーマンスや、就労支援の面からだけ述べられると思いますけれども、やはり子どもの生理、発達に基づいた保育時間ということがあると思います。そういった面からもまた検討をしていただきたく、特に私以外の小児科医がこの会で発言する機会をいただきたいと思っております。

1の(3)の共同住宅における保育上の優先件ですけれども、これは当然かという印象が多いかと思えますけれども、地域の法律のもとに、平等の利益を受けるという面から見れば、少し整合性が、どこに求めるかということがあると思えますので、そのことも十分に配慮した対応が必要かと思えます。

1の(4)の認可外の施設を認可施設に勧めるような支援は、認可外施設において事故が多発しているということも考えまして、ぜひ認可外施設の質の向上を目指すような支援策をお願いいたします。

最後に質問ですけれども、資料6の地域共生社会に向けた包括的支援ということに関して、私は子育て世代包括支援センターとの整合性があるか、これとどういう関係があるかという、基本的なことがわからないので、そういったことについて教えていただきたいと思えます。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

箕輪代理人、お願いいたします。

○箕輪代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会、副会長の箕輪でございます。

私からは2点意見を申し上げます

まず1点目が、資料1の3ページ目、1の(1)、論点、区分の統合についてです。これについては方向性の(案)の方に賛同いたします。仕事をしながらも子育てを少しでも自分でという保護者に向けて、保育短時間の枠があるということは、保護者にとっても、子どもにとっても大変意味があるというふうに考えております。

また、現場にいますと、懸念事項として不必要に長時間の保育を受けることにつながるのではないかと、本当にこれは実感を持って危惧を感じております。事務負担の軽減ということは別の方策でぜひ改善をしていただいて、ぜひ子どものためにこの枠は今後も維持をお願いしたいと思います。

2点目が、資料1の15ページの認定子ども園のほうの設備の基準についてですが、これは方策(案)にあります基準緩和は行わないということは、強く私どもも支持いたします。質の高い幼児教育を実現することと、子どもの命を守るという観点から、ぜひこのことは、基準化はないという方向で進めていただければと思います。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます

高祖代理人、お願いします。

○高祖代理人 ファザーリング・ジャパンの高祖です。

4点あります。

新制度見直しの1の(1)、論点、2ページのところですけれども、各委員からありましたが、保育の長時間と短時間の統合というところについては、やはり懸念があると

思っております。子どもの育ちというところから考えても、今、長時間化はかなりしていると思しますので、保育士の労働環境や保育士不足にも影響があると思っております。親の働き方の見直しからも検討すべきかと思っております。

4ページの論点のところでは、一時保育のところの議論もいろいろとありましたけれども、求人活動についてインターネットなどで求人情報を閲覧しているのみだと、保育の必要性を認定するのは適当でないというような御意見がありましたけれども、現状の親とかの行動のあれを考えてみると、やはりインターネットから検索して、そこからまた仕事につながっていているという現状はたくさんあります。しかもハローワークで閲覧しても、それも含まれないという書きぶりがありましたので、ハローワークにわざわざ行って子どもを連れて行ったりとか、そこまでしているのに、それも認めていただけないというのは大変ずれが考えられるかなと思っておりますので、ぜひそこら辺を検討いただければと思います。

8ページのところ、3の(1)のところでは、土曜日の共同保育の実施というところは、前のときにもお伝えしていると思っておりますけれども、ぜひ保育士の負担軽減のためにも共同で行っていただければと思っております。

そして、21ページ、5の(4)のところでは、最近、保護者自体が疾患を抱えていらっしゃるというケースがかなり見られております。ここに通知などで周知するというふうに書かれておりますが、もう一步踏み込んで、やはり疾患抱えていらっしゃる方は申請自体がかなり困難だったりしますので、そこら辺、地域の団体とかと連携してということになるのかもしれないけれども、もう一押し、ぜひ検討をいただければと思いたしました。

以上です。

○秋田会長 ありがとうございます。

それでは、野原代理人、お願いします。

○野原代理人 山口県東京事務所長の野原でございます。

村岡知事の代理としまして、1点ほど発言させていただきます。

制度の施行後5年の見直しの方向性についてですけれども、制度の実施主体であります市町村が、総合的な子育て支援施策を円滑に実施することができますよう、制度や補助事業の簡素化による事務負担の軽減、要件の緩和等につきまして、先ほど資料の説明の中でも配慮をいただいておりますけれども、改めてお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○秋田会長 どうもありがとうございました。

委員からの御質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

○藤原審議官 内閣府の審議官の藤原でございます。本日は長時間ありがとうございます。

た。

まず、冒頭、内閣府の嶋田統括官から今回の副食費の取り扱いの変更、それに伴う混乱についておわびを申し上げたところでございます。ただいまの各委員からの御指摘の中でも、保育所の施設の方々、それから認定子ども園の方々から現場の混乱の話を伺いましたし、また、何よりも、安中市、茂木市長、茂木町長、古口町長からも厳しい御指摘を頂戴したところでございます。

きょういただいた御指摘をきちんと踏まえまして、本子ども・子育て会議で丁寧に御議論をいただいたり、事務方から必要な情報をきちんと適時適切に、情報提供、御説明するよう心がけていきますし、市長や町長あるいは知事の皆様との間では、この子ども・子育て会議に加えまして、国と地方の協議、PDCA協議会というのも別途設けられているわけでございますので、そちらの場でもよく皆様方と相談をしながら、きちんと適切に対応をさせていただきたいということをお約束させていただきたいと思っております。

また、今回この取り扱いの変更に伴いまして、栄養加算ですとか、チーム保育加算、予定をしていた加算が、この10月の実施を見送るということになったわけでございますけれども、今後公定価格の大きな見直しの全体の中で、しっかりとこちらについても検討をしていきたいと思っておりますので、委員の皆様方の引き続きの御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、少し個別に御回答できる点があればということで、当方の参事官から少し追加的に御回答申し上げたいと思っております。

○池上参事官 ただいま、審議官からも申し上げたとおりですけれども、公定価格の議論については、子ども・子育て会議の場で次の回からになりますけれども、丁寧に議論をさせていただきたいと考えております。見送りとなりました栄養の関係の加算、チーム保育の関係の加算についても議論をさせていただければと考えてございます。

それから、保育の標準時間、短時間の区分については、さまざまな観点から数多くの御意見を頂戴いたしましたので、そうした御意見も踏まえまして検討をさらに進めていきたいと考えてございます。

それから、無償化に伴う便乗値上げというようなお話もございました。無償化は、10月1日からスタートするわけございまして、今、関係自治体の皆様とも連携をさせていただいて、最後の詰めの作業を進めているところでございます。円滑に制度が実施されるよう、便乗値上げの点も含めまして、よく実態を把握して、要請などを行いながら市町村、それから団体の皆様とも連携をして取り組みを進めていきたいと考えてございます。

それから、処遇改善加算IIの研修実施主体の認定手続の件も御意見を頂戴いたしました。これにつきましては、統一様式を示す文書を発出する準備を、ただいま進めているところでございまして、近いうちに発出をしたいと思っております。

私からは、以上になります。

○矢田貝保育課長 厚労省の保育課長でございます。

私から3点御説明したいと思います。

まず、きょういただきました御意見については、基本的には、この後、恐らく11月になろうかと思えますけれども、そこでの引き続きの議論の場に向けて、我々の方で受けとめて整理するということにさせていただければと思っておりますが、1点だけ人口減少地域における保育事業を継続のための支援策につきまして、長期的な議論ということでかなり複数の意見をいただきまして、それはそのとおりだなと思えますので、これについてはそう悠長なことを言うておらずに、短期、中期的にどういうことが考えられるのかということをしつかり検討するようにしたいと思います。

ほかの委員の方からも認可外施設について、待機児童がいなくなっても認可移行を目指すのかみたいな御質問もございましたが、基本的には質の観点から認可保育所を目指していただいて、そこに対して支援をしていくというのが基本でございますが、その場合でも過剰になった場合にどういうことをしていくのか、人口減少地域においてどういうことがしていけるのかということについては、例えば、きょうもたくさん御意見が出ていました一時保育のような、地域子育て支援のこともあると思えますし、あるいは地域における障害のある療育の関係の機関と、どのようにそれを維持していくかという論点もあると思えますので、非常に重要かつ長期ではない検討が必要と考えておりますので、それについては検討していくようにしたいと考えております。それが1点目でございます。

また、2点目でございますが、この検討のテーマと少し外れているかもしれませんが、前回もそうでしたが、災害発生時、台風発生時の保育所の臨時休園の話につきまして、お二方から御意見をいただきましたが、前回も御説明いたしました。今年度これにつきましては、調査研究ということで、災害発生時等における臨時休園に関する調査研究を、今、私どもやっておりますので、その中で今回の事例も含めて、どのような対応が考えられるのかということをしつかり整理するように進めているということで御報告させていただきます。

最後に、3点目でございます。

小塩先生から待機児童対策の中で32万人分の整備が、なぜ達成できるのかという御質問、現時点での見込みが30万人弱なのにとということでございますが、2点ございまして、1つは、実は子育て安心プラン3カ年の計画の前の計画で待機児童解消加速化プランという5カ年の計画があったのですけれども、そのときも、各年、市町村の整備見込みを聞いていますと、やはり5カ年のうちでどんどん年が1年ずつたつごとに、整備の見込み量というのは、やはりは上乗せで整備量がふえていくという、過去のトレンドがあったというのが1点ございます。

ただ、今回本当にそのとおりにいくのかどうか分からないということで、2点目は、先ほども御説明いたしました。我々の方で、特に見込みよりも申込者がふえていて、待機児童がふえているところについて、重点的に保育所の整備計画を上乗せするように御相談をしたり、あるいは一番悩ましいのは、待機児童が、結局2桁ぐらいになってくると、も

う保育所をつくらなくてもいいかなと思ってしまいがちな傾向が少しあるのですけれども、ただ、やはり一定数以上の待機児童が複数年続いているような自治体に対しては、今回我々としても、個別の、特に重点的な指導の対象にして、待機児童の解消を保育所整備を含めて促していくということの働きかけもしまして、全ての自治体において必要な保育所整備の数というのは、もう一度考えていただくことにしますが、特にそういう重点的なところにもお願いをいたしまして、この目標を達成できるようにということで進めていきたいということです。

やはり、目標達成が間近になると、なかなか最後のちょっとしたところで保育所をつくるのかどうかということが課題としてあるのですけれども、小規模保育のようなものの活用も含めましてよく自治体とも相談してやっていきたいというのが、今のところの状況でございます。

以上でございます。

○吉田生活困窮者自立支援室長 生活困窮者自立支援室長の吉田です。

地域共生社会について、何点か御指摘をいただきまして、特に大川委員から御質問をいただいているところでございます。

資料6をもう一度見ていただきまして、8ページ目などを見ていただくとありがたいのですが、地域共生社会の検討につきましては、厚労省に設置している2040本部というところでも検討しておりまして、まさしく2040年、人口減少社会が到来する中での、それを見据えての検討という形になってございます。

その中で、I、II、IIIと8ページに書いておりますが、丸ごと相談の実現、地域共生に資する取り組みの促進、高齢者も障害者も利用できるサービスの推進という、全体像としては、こういうものも念頭に置きながら、きょう御紹介した中間まとめ、9ページ、10ページに書かせていただいているものにつきましては、短期的に、次期社会福祉法改正ということを中心に念頭に置きながら、制度改正をしていくものについて中心的に御議論をいただいているというところで、御指摘いただいた部分、まだまだこなせていない部分があるということは認識しておりますが、できることからやっていくというようなことで考えさせていただいております。

具体的に、どういう事業が対象になるのかということで、大川委員から御質問がありましたが、15ページ、16ページ目あたりを見ていただくとありがたいのですが、15ページは、今、各種分野における相談支援事業の状況を整理した紙でございます。

子どもの部分につきましては、利用者支援事業というものを射程に考えるべきではないかということで御議論をいただいているところです。ここに基本型が書かれておりますが、母子保健型、子育て世代包括支援センターとも重なり合ってくる部分があるかと思っておりますが、そういうところも射程に入れるかどうかということについては、中間取りまとめは少し抽象的だという御指摘もいただいたところですが、秋以降、再度再開するという



お話もさせていただきました。その中で詳細を我々のほうから案を提示させていただいて、どこまでの事業を射程に入れていくかということを検討会の方で御議論をいただこうと思っております。

いずれにしても、こういう利用者支援とか、相談に係る事業を念頭に置きながら16ページの財政支援に関する考え方のところ、の2つ目で書いてあるように、◆の2つ目です。市町村における運用について一体的な実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図っていくという考え方。

一方で、制度ごとに違いがあるので財政支援の仕組みを新たに構築する必要があると言っております。

留意点として3つ目のですけれども、自治体における事業実施の柔軟性ということが重要である一方で、それぞれ財政保障という観点から、それぞれの分野で補助金、交付金が出ておるわけでございます。そういう財政保障をしっかりと維持しつつ、検討する必要があるかなと思っております、その両面、市町村の事業の実施のしやすさ、一方での各事業の財政保障の状況なども踏まえながら、秋以降、さらに御議論を深めていただくということを念頭に置いております。

以上でございます。

○秋田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大川委員 ちょっと確認をさせていただけますか、現時点では、子育て世代包括支援センターとはインディペンデント、全然別個に動いている事業ですね。片方は内閣府の仕事で、これは厚労省の仕事。子育て世代包括支援センターは内閣府ですね。今、1,700カ所ぐらい、今できているもの。

○吉田生活困窮者自立支援室長 子育て世代包括支援センター自体は、しっかりとやっておりますと思いますが、そういう制度全体を見据えて、利用者支援、相談という部分についてどういう形で国として御支援をしていく必要があるのか、介護、障害、子育て、困窮、いろいろ制度が分かれてございますので、そこをどのように、縦割りのはざまをなくして市町村が事業を展開しやすいようにしていくのかということを検討していこうということでございまして、もちろん、事業としては独立をしておりますが、それをいかに融合という言葉がいいかどうかわかりませんが、より住民の方々が、支援が受けやすいように、つながりがつくりやすいような形で相談支援を構築していくかということを検討していくということでございます。

○秋田会長 どうもありがとうございました。

御審議をいただきました新制度施行後5年の見直しに係る検討事項につきましては、本日の御意見を踏まえ、事務局において取りまとめに向けて準備をお願いしたいと思います。

特に委員の方々の間で御意見の分かれた事項もございましたので、次回以降の会議にお

いても引き続き御議論をいただくことにいたしたいと思います。

また、今後の本会議においては、公定価格関係の事項について御議論をいただくこととなりますが、その際の参考とするため、次回及び次々回の会議の場に外部有識者をお招きしてヒアリングを実施したいと考えております。

事務局において調整をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、若干時間が延長になりまして恐縮でございますが、第45回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

疲れさまでございました。